

「博多町家」ふるさと館開館 20 周年記念

「博多町家」ふるさと館ファンクラブ 会員募集

2015 年、「博多町家」ふるさと館は開館 20 周年を迎えます。この節目を記念して『「博多町家」ふるさと館ファンクラブ』を設立しました。この会は、「博多町家」ふるさと館の設立意義に賛同する人々によって構成され、当館が行う事業や伝統工芸体験など通して、博多の歴史や文化に対する視野を広げるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする会です。

会員の種類と年会費

(1) 個人会員 1,000 円 (2) 法人・団体会員 10,000 円

有効期間

会員有効期間は、入会申込手続きの完了後から 1 年間とします。

会員特典

① 当館展示棟入館券

個人会員=5 枚 (1,000 円分) 法人・団体会員 50 枚 (10,000 円分)

② 当館みやげ処 商品価格 5%割引 (会員証のご提示が必要)

③ ハンドブック『博多事典 2015』を贈呈

個人会員=1 冊 法人会員=10 冊

④ ^{うけぐち} 釜口シャツ(協賛)店舗でオーダーシャツの 10%割引

釜口シャツ直営店「オリジナルファッション ^{べい} 幣」(福岡市東区箱崎 1 丁目 36-38 ライオンズマンション 1 階
Tel 092-631-4828) でオーダーシャツの価格を 10%割引いたします。

※会員証をご提示のうえ、現金でのお支払いの場合に限ります。

※サービス品と一部商品を除きます。

⑤ 学芸員特別講座の開催 (法人会員様のみ)

当館学芸員が展示棟で解説いたします (10 名様以上で事前申し込みが必要)。

会員活動

年 2 回程度の会員親睦会などを実施いたします。博多や当館に縁のある人物(博多の企業・団体の代表者など)による講話と懇親会を開催予定です。

※参加費は会員様実費負担となります。

入会お申込み

入会を希望される方は、別紙申込書にご記入の上、「博多町家」ふるさと館ファンクラブ事務局までお送りください。年会費のお支払いは、下記口座にお振込みいただくか、当館でも直接受付いたします。

福岡中央銀行 博多支店 普通口座 1126559

※名義は「株式会社西日本新聞トップクリエ 代表取締役 宮原 拓也」です。振込手数料はお客様負担となります。ご了承ください。

<お問い合わせ>



〒812-0039 福岡市博多区冷泉町 6-10

「博多町家」ふるさと館内 「博多町家」ふるさと館ファンクラブ事務局

TEL : 092-281-7761 FAX : 092-281-7762

Email : machiya.kiya@top-crea.jp

「博多町家」ふるさと館ファンクラブ 規約

第1条 (本規約)

1. 「博多町家」ふるさと館ファンクラブ事務局 (以下「事務局」という) は、事務局が運営する「博多町家」ふるさと館ファンクラブ (以下「会」という) について、この会に入会する者 (以下「会員」という) がこの会を利用するにあたり、以下の通り利用規約 (以下「本規約」という) を定める。

第2条 (本規約の変更)

1. 事務局は、必要と判断した際に、会員の承諾なしに本規約の変更ができるものとする。なお、この場合、会の利用条件は変更後の本規約に基づくものとする。
2. 本規約の変更は、事務局が別途定める方法で随時会員に公表する。
3. 変更後の本規約は、事務局が公表した時点から効力を生じるものとする。

第3条 (事務局)

1. この会は、事務局を福岡市博多区冷泉町6番10号「博多町家」ふるさと館に置く。

第4条 (会員)

1. 会員とは、本規約を承認のうえ第7条に規定する手続きを経て入会をした者をいう。
2. 会員資格の有効期間は、入会申込手続きの完了後から1年間とする。
3. 会員は、会員資格の有効期間内であっても、事務局に届け出て退会することができる。この場合、支払い済みの年会費については返還しない。

第5条 (会員の種類と年会費)

1. 会の会費は次のとおりとする。
 - (1) 個人会員 1,000円
 - (2) 法人・団体会員 10,000円

第6条 (会員特典)

1. 会が会員に付与する特典の内容は、次のとおり。
 - (1) 展示棟入館券 (200円) の進呈 (個人会員は5枚、法人会員は50枚)
 - (2) みやげ処商品価格の5%割引
当館みやげ処で商品の価格を5%割引く (会員証を提示いただいた場合に限る)
 - (3) オリジナルハンドブックの贈呈
 - (4) 釜口シャツ(協賛)店舗でオーダーシャツの10%割引
釜口シャツ直営店「オリジナルファッション 幣」(福岡市東区箱崎1丁目36-38 ライオンズマンション1階 TEL 092-631-4828) でオーダーシャツの価格を10%割引く
※会員証をご提示のうえ、現金でのお支払いの場合に限る
※サービス品と一部商品を除く
 - (5) 学芸員特別講座の開催 (法人会員のみ)
当館学芸員が展示棟で解説を行う (10名様以上で事前申し込みが必要)

第7条 (入会及び更新手続)

1. 会へ入会しようとする者は、会が別途定める入会申込書に必要事項を記載のうえ事務局に提出し、あわせて会費を納入しなければならない。
2. 会員資格の有効期間は、第4条2項に定めるとおり。
3. 会員資格の更新手続は、別途定める更新申込書を提出の上、会員資格の有効期限までに次期会費を納入することにより完了する。
4. 会員には会員資格の有効期限の2か月前に更新案内を通知する。なお、有効期限までに会費の納入がない場合は退会したものとみなす。
5. 会費の納入方法は、事務局の指定する方法によるものとする (別紙「会員募集要項」参照)。

第8条（会員証の発行）

1. 会員には、会員証を発行する。
2. 会員証は、入会した個人または法人・団体が会の会員であることを証明するものであり、他人・他団体に貸与または譲渡することはできない。
3. 会員は、会員証を紛失し、又は盗難に遭ったときは、直ちに事務局に届け出、再発行の手続きを行わなければならない。

第9条（届出事項の変更）

1. 会員は、氏名、住所、郵送先等申込書の記載事項に変更が生じた場合には、ただちに事務局に届け出なければならない。
2. 事項の届出がなく、そのため事務局からの通知等が遅延し、又は到着しなかったときは、事務局はその責めを負わない。

第10条（入会の拒否または会員資格の喪失）

1. 以下の項目に該当する場合、事務局は入会を拒否、または当該会員への事前通知、承諾なしに会員資格を抹消することができるものとする。
 - (1) 会員が虚偽の申告を行い、又は他の会員に迷惑をかけるなど、会員として不適切な行為があった場合
 - (2) 事務局及び他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (3) 会員が暴力団など反社会的勢力に属する、または反社会的勢力と関わりがあると事務局が認めた場合
 - (4) その他事務局が当該会員の行為として不適切であると認めた行為

第11条（サービスの中断・停止）

1. 事務局は、以下に該当する場合、会員への事前通知、承諾なしに、会のサービス内容の一部または、全部を停止または中断する場合がある。
 - (1) 会の保守、ならびに緊急事態発生により必要と判断した場合
 - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他不測の事態により、会の運営継続が困難になった場合
2. 上記事態などに伴い、会員に不利益、損害が生じた場合であっても、事務局はその責めを負わないものとする。

第12条（サービス内容の変更・中止）

1. 事務局は、会のサービス内容を変更または中止する場合、会員へ事前にこれを通知する。
2. 前項に基づき、サービス内容を変更・中止した際に、会員に不利益、損害が生じたとしても、事務局はその責めを負わない。

第13条（個人情報の取扱い）

1. この会の個人情報の使用目的は以下のとおり。
 - (1) 会員管理および会の運営
 - (2) 会員活動に関する情報のご案内や会員への送付物の発送業務など
 - (3) 情報分析（会員来館者の分析など）
2. 上記の個人情報を事務局が第三者に開示、漏洩することはない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
 - (1) 配送業者に対する会員の氏名および住所の開示、事務局および業務委託会社が、会員に対する契約上の義務を履行するために必要である場合
 - (2) 法令に基づき裁判所その他の司法機関および行政機関から会員に関する情報の開示を要求された場合
 - (3) 事務局、事務局関連会社、会員または第三者の権利および財産を保護する必要がある場合
 - (4) 会員と他の会員もしくは第三者との紛争により、事務局または関連会社が迷惑もしくは損害を被ることを回避する場合

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。